

令和 7 年度十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、創業を支援することにより雇用の創出及びまちの活性化を図るとともに、十和田市内における空き店舗等の解消に資するため、空き店舗等において事業を開始する者に対して、予算の範囲内で令和 7 年度十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において空き店舗等とは、別表 1 に掲げる要件を全て満たす空き店舗若しくは空き事務所又は空き家とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 事業を開始しようとする空き店舗等において、2 年以上継続して営業することが見込まれること。
- (2) 営業期間が通年及び週 4 日以上であり、かつ、営業時間が 1 日 5 時間以上であること。
- (3) 別表 2 第 1 号又は第 2 号に該当する場合、営業開始の日から 2 年以上本市に住所を有することが見込まれること。
- (4) 市区町村税に滞納がないこと。
- (5) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者ではないこと。
- (6) その他市長が不適当と認める者ではないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に

規定する者が雇用の創出、まちの活性化に有効な小売業、サービス業（宿泊業及び飲食サービス業を含む。）、情報通信業その他市長が認める事業を開始するために行う空き店舗等の外装、内装、設備等の工事（以下「改修等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む場合
- (2) 政治活動又は宗教活動を行う場合
- (3) 市内で現に営業している店舗から移転することにより、移転前の店舗を空き店舗とする場合。ただし、やむを得ないと認める事情があるときはこの限りでない。
- (4) その他市長が不相当と認める事業を営む場合
（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き店舗等の改修等に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）及び改修等に係る建築確認申請等に要する経費とする。ただし、空き店舗等の建物部分に係る経費のみとし、設計が必要な場合は、その経費も含む。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表3に定める区分に応じた割合を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は別表2に掲げる申請者区分に応じた補助金の上限の額のいずれか低い額以内の額とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き店舗等の改修等を行う前に、令和7年度十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 申請者が個人である場合には住民票の写し、申請者が法人である場合には

法人の登記事項証明書

- (3) 市区町村税に滞納がないことを証する書類
- (4) 店舗位置図及び現況写真
- (5) 改修等に係る図面及び見積書の写し等経費の内訳が分かる書類
- (6) 空き店舗等が賃貸である場合には賃貸借契約書の写し、売買である場合には土地及び建物の登記事項証明書
- (7) 申請者が個人である場合には履歴書、法人である場合には定款又は規約等の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第2号に掲げる住民票に関する情報及び同項第3号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 補助金の交付申請は1事業者あたり1棟の空き店舗等に限る。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和7年度十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 当該改修等を行う施工業者を市内に事業所を有する業者とすること。
- (2) 令和8年3月31日までに改修等に要する経費及び改修等に係る建築確認申請等に要する経費の支払が完了し、かつ、営業を開始すること。なお、許認可等を必要とする事業の場合は、その許認可等を取得すること。

(事業内容の変更申請等)

第9条 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」

という。)は、事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、令和7年度十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金事業計画変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、承認の可否を決定し、令和7年度十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金事業計画変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、改修等に要する経費の支払及び改修等に係る建築確認申請等に要する経費の支払いが完了し、かつ、営業を開始したときは、改修等に要する経費の支払が完了し、かつ、営業を開始した日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、令和7年度十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 改修等に要する経費が分かる書類等の写し
- (2) 改修等後の現況写真
- (3) 営業を開始したことを証明できる書類等の写し
- (4) 別表2第2号に該当するもので、申請者が個人である場合には住民票の写し、法人である場合には法人の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、市が保有する前項第4号に掲げる住民票に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金交付確定通知書（様

式第 7 号) により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条により額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和 7 年度十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金交付請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の廃止等)

第14条 補助事業者は、営業開始の日から 2 年未満で営業を廃止しようとする場合、又は営業開始の日から 2 年未満で市外に転出する場合には、令和 7 年度十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金事業廃止等届出書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、前条に規定する届出書の提出による令和 7 年度十和田市創業支援・空き店舗等活用事業の廃止等を承認したとき、又は申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき、若しくはこの要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、令和 7 年度十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金交付決定取消通知書(様式第 10 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、

かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月4日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

種類	共通要件	個別要件
1 空き店舗・空き事務所	(1) 十和田市内において、1 か月以上使用されていないこと。 (2) 店舗兼用住宅の場合、店舗部分と住居部分が明確に独立し、かつ、店舗部分専用の独立した出入口を有すること。 (3) 売買契約又は賃貸借契約によること。ただし、交付対象者若しくは当該交付対象者の一親等若しくは二親等に当たる者が代表者である法人又は交付対象者の一親等若しくは二親等に当たる者が所有する物件は除く。	(1) 過去に事業の用に供されていたこと。 (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内の物件でないこと。
2 空き家		過去に住居の用に供されていたこと。

別表 2（第 3 条、第 5 条関係）

申請者区分	上限の額
(1) 令和 6 年10月 1 日以降に本市に転入した個人又は本市に本店を移転した法人	営業に係る床面積が200㎡以上である場合 3,000,000円
(2) 現在市外に住所を有している個人又は本店を有している法人で、第10条第 1 項に掲げる実績報告書の提出期限までに本市に転入又は本店を移転する予定のもの	営業に係る床面積が200㎡未満である場合 1,500,000円
(3) 前各号に掲げるものの以外のもの	500,000円

別表 3（第 5 条関係）

区分	割合
(1) 空き店舗等が国道102号線の稲生町 9 番 24から73番 6 までの道路に面する敷地に存するとき	3 分の 2
(2) 前号に掲げるとき以外のとき	2 分の 1